

近代作家の自筆原稿における仮名字体

—手書きに残った異体仮名について—

錢谷真人

【キーワード】仮名字体　自筆原稿　書記原理　国語教育　近代作家

1、はじめに

明治 33 年の小学校令施行規則において初めて国家によって平仮名の字体の規範が示された。稿者はこれまでの調査において、それ以前から既に出版の世界においては、字体が統一されつつあったことを明らかにしてきた¹。出版物という多くの人々の目に触れるいわば公的な場においては、異体仮名²は姿を消していったのである。ただそれはあくまで公的な領域における話であり、私的な領域—すなわち手書きの世界においては、依然として異体仮名が用いられていたことが推測される。出版物における字体の統一は活版の植字作業の合理化という側面もあつたが、手書きにおいてはそのことは関係しない。また小学校令で示された字体は、教育の場における規範であり、個人の字体選択を制限するものではない。手書きにおいては基本的には自由に異体仮名を用いることができたのである。これまでの研究では出版物に焦点を当てていたが、本稿においては、その元となる手書きの原稿に注目する。

明治期の活字本の場合、自筆原稿がそのまま版下となる訳ではないので、作者が自身の原稿に使用する仮名字体にまで気を回す必要はなく、自由に字体を用いていたとも考えられる。ただ、作者と出版物の間には、植字工や編集者という「読み手」が存在し、その「読み手」を介して、さらに多くの読み手に開示することが出版という行為である。それ故に出版物の原稿は、手書きという私的領域のものでありながら、全く自由に表記して良いというものではなく、「読み手」に正しく伝えるという工夫が必要だったのではないかと思われる。ここで考えられる工夫とは、かつての版本のように仮名文字遣いを行って判読の助けとするようなものではなく、時流に合わせて使用する字体を統一することである。出版物から消え、教育の場においても扱われなくなり、次第に異体仮名が身近な存在から遠退していく現状において、多種の異体仮名を用いることは判読の妨げにもなりかねない。手書きに残った異体仮名も、やがては用いられなくなるようになつたのではないだろうか。近代作家の自筆原稿を調査することによって、そのことを明らかにしていく。

2、調査方法について

近代作家の自筆原稿における仮名字体については、先行研究においても扱われてきた³。ただしそれは、ある作家の特定の作品の表記体系を明らかにすることを目的として行われた調査の一環としてである。それがその作家特有の字体使用であったのか、それともその時代においては他の作家も同じような字体を用いていたのかということについては、言及されてこなかった。本稿においては、複数の作家の自筆原稿を調査することによって、そのことについて検証していく。特に明治 33 年の小学校令以降のものを中心に取り上げ、そこで示された規範に則り字体を選択していたのか、それとも独自の字体を用いていたのかについて注目する。調査には早稲田大学図書館蔵の近代作家の自筆原稿 12 種を用いた。文学作品だけでなく、評論や意見書なども含まれている。全文を調査し、使用されていた仮名字体について検証していく。

3、調査結果と考察

3-1、明治 33 年以前

まずは参考として明治 33 年以前のものを 2 種取り上げる。筑水(金子馬治)『詩の二大別』(明治 24) と饗庭篁村『文化文政度の小説家』(明治 25) で、以下の表はその結果である⁴。

表1、筑水『詩の二大別』における仮名字体

	〈エ〉〈オ〉〈ギ〉〈ゴ〉〈ソ〉〈ヅ〉〈ホ〉〈ボ〉〈ユ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現無※1	か だ に はば
異※2	ゑみえださざ ゑくハば
同※3	ゑ も'※4

※1 現無…異体仮名または同字母異字体が使用されており、現行の字体の使用例なし。

※2 異…異体仮名の使用例あり。 ※3 同…現行字体の同字母異字体の使用例あり。

※4 も'…横線が一本のみの字体。

表2、饗庭篁村『文化文政度の小説家』における仮名字体

	〈ゼ〉〈ボ〉〈ヰ〉なし
現無	あ
異	ゑうがゑゐおおもさ ゑハバ箇く そ
同	ゑ も' や

一部仮名そのものの使用が見られないものもあったが、その中でも異体仮名の使用が確認された。筑水の〈ハ〉〈バ〉や篁村の〈ア〉など、現行の字体が用いられていないものも存在した。筑水と篁村で共通して異体仮名が使用されているのが、〈カ〉〈ガ〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ミ〉である。これらに用いられていた異体仮名は、明治期に一般的に用いられていた字体と考えられ、例えば明治初期の草双紙においては、版本と活字本の両方でその使用が見られる⁵。ただこれらの異体仮名の使用頻

度や、「ゑ」などの版本の方に特徴的に見られる字体の使用、さらには現行の字体が用いられない仮名の存在などから、全体的には版本一すなわち当時の手書きベースの出版物に近いような印象を受けた。

筑水の「ハ」「バ」の助詞における使用、用例は少ないが、笠村の「も」の「もるすべし」(65才6行目)「もばらく」(68才12行目)といった文節頭における使用など、仮名文字遣い—所謂異体仮名の使い分けの意識も見受けられた。その一方で、まだ出版物においても異体仮名が用いられていたこの時期においては、原稿に使用する仮名字体を統一するような意識は見受けられないようであった。あるいは多少はあったのかもしれないが、この程度の仮名字体の使用は常識の範疇として、当然読めるものとして扱われていた可能性もある。

3-2、明治33年直後

次に小学校令直後の明治期のものについて、5種取り上げた。小栗風葉『男の子、女の子』(明治35)、泉鏡花『青切符』(明治35)、徳田秋声『ゆく雲』(明治36)、伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』(明治38)、長塚節『才丸行き』(明治38)で、風葉、鏡花、秋声の作品については、ほぼ総振り仮名であったため、振り仮名についても別に表を設けた。以下はその結果である。

表3、小栗風葉『男の子、女の子』における仮名字体

本行	〈オ〉〈ギ〉〈ゴ〉〈ザ〉〈ジ〉〈セ〉〈ダ〉〈ヂ〉〈ホ〉〈ボ〉〈ヨ〉〈エ〉なし
現無	なに も ゆ
異	もさ ェ
同	な' ※5 も' ゅ

※5 な' … 「も」を平たくしたような一筆書きに近い字体。

振仮名	〈ズ〉〈セ〉〈ゾ〉〈テ〉〈デ〉〈ベ〉〈ル〉なし
現無	に も ゆ
異	ふさざ エモモカガミ ェ
同	あな' も' ゆ

本行よりも振り仮名の方に異体仮名の使用が多く見られた。
なおかつ「す」「そ」「る」「が」「い」など、明治中期以降の活字本においては、あまりみられ

なくなつた字体が使用されている。〈モ〉〈ユ〉など、同字母異字体のみの使用もあるが、現行の字体と字母を異にする字体のみが用いられていたのは〈ニ〉のみであった。本行だけでも見ると、使用されている異体仮名は「も」「さ」「ゑ」のみと、活字においても比較的後の時代まで見られた字体を用いていた。

表4、泉鏡花『青切符』における仮名字体

本行	本行 〈ギ〉〈ゴ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈ブ〉〈ベ〉〈ミ〉〈ヰ〉〈エ〉なし	振仮名 〈ズ〉〈ヌ〉なし
現無	なにも	も
異	ふさざ ェ	ふさざ ェ
同	あな' も'	な' も'

「ゑ」の使用などがみられるが、特に振り仮名において異体仮名が多用されているという訳ではなかった。「も」の使用は風葉と同様である。〈二〉については、振り仮名においては現行の「に」も使用されていた。異体仮名の使用についてみてみると、「ゑ」「ゐ」「ゑ」「ゑ」「さ」「ざ」など、明治期の活字にもよく見られるものが使用される一方で、「ゑ」など、版本ではよく見られたが活字では見られなくなった字体の代表とも言うべき字体も使用されていた。

表5、徳田秋声『ゆく雲』における仮名字体

	本行	（フ）なし	振り仮名
現無			な ゆ
異	ゑ わ	ゑ わ	ゑ わ
同	な' も' や も	な' む' や も	な' む' や も

※6 む' …二画目の円を書かず上下に分かれる字体。現行の字体との差異が明確で、かつ併用されている場合のみ、同字母異字体とみなした。

振り仮名に一部同字母異字体のみの使用がみられたが、基本的には現行の字体との併用という形になっている。本文に用いられている異体仮名は「ゑ」「ゞ」「ゑ」で、いずれも活字においても見られる字体であるが、「ゑ」は「感じがみて」(第2回4枚目1行目)の1例、「ゞ」は「力を量らぞ、路の嶮夷(けんい)を問はゞ」(第9回1枚目2行目)など、打消の助動詞「ず」にあたるもののが5例であった。ルビに關しても「ゑ」「ゞ」各1例、「ゑ」「ゑ」「ゑ」各2例と、使用回数自体は少なかつた。本文の「ゑ」の使用は目立つものの、「に」も使用されており、一見すると現行の字体のみを使用しているようにも見えた。

表6、伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』における仮名字体

	〈ギ〉〈グ〉〈ゲ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈ダ〉〈ヅ〉 〈ブ〉〈ベ〉〈ボ〉〈ワ〉〈エ〉なし
現無	お ご ゆ
異	おおゑ エエハ
同	れ あ ゅ

振り仮名が付される場合もあったが、片仮名表記であった。また濁音と思われるものについても、濁点を付していない場合があり、そのため濁点付きの仮名の使用が見られないものが多くあった。異体仮名「ゑ」「ゑ」「ゑ」「ゑ」「ゑ」「ゑ」「ゑ」

「ゑ」「ゑ」や、同字母異字体の使用が認められるが、使用回数は少なく、全体的には現行の字体の使用に近い印象を受けた。

表7、長塚節『才丸行き』における仮名字体

	〈ザ〉〈ゾ〉〈ヌ〉〈ベ〉〈ユ〉〈ヰ〉なし
現無	な も
異	ゑ
同	ふ も'

異体仮名の使用は「ゑ」のみで「山のこあさは」(8枚目2行目)の1例であった。「ゑ」「ゑ」など、一部同字母異字体が用いられているが、ほぼ現行の字体が用いられていた。

以上のように明治33年直後のものについてみてきたが、まだ異体仮名の使用が確認された。ただ一部の仮名については異体仮名のみの使用もあったが、多く

は現行の字体と併用されていた。また同字母異字体の使用も目立ち、特に〈ナ〉〈ム〉〈モ〉〈ユ〉については、それらのみが用いられ、現行の字体が用いられていない場合もあった。ただこれに関しては手書きということもあり、現在の我々が思うほど、異なる字体として意識されていなかったのかもしれない。第一印象では現行の字体使用に近いものに感じても、実際には異体仮名が使用されており、意識的に字体を統一しようとしていたと思われるのは、節ぐらいであった。もっとも他の作家についても、意識した上でこのような字体の使用となったのかもしれないが、近世の版本においてよく見られた字体が使用されているなど、伝統的な手書きの習慣のようなものが残存しているようであった。

3-3、大正期

最後に明治 33 年から 10 年以上が経過した大正期のものについてみていきたい。島崎藤村『昨日と一昨日』(大正 8)、与謝野晶子『春宵浅語』(大正 8)、有島武郎『再び本間久雄氏に』(大正 9)、若山牧水『姉への手紙』(大正 13)、幸田露伴『巢林子の二面』(大正 15) の 5 種を扱うが、いずれも『早稻田文學』に掲載されたものの原稿である。全て振り仮名は付されておらず（一部見られたが数箇所のみであった）、仮名字体の調査は本行のみについて行った。以下はその結果である。

表8、島崎藤村『昨日と一昨日』における仮名字体

	〈エ〉〈オ〉〈ザ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈チ〉〈ヂ〉〈ヌ〉 〈ボ〉〈ユ〉〈ヨ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現無	た なにはばも
異	さざ なも
同	あ も'

〈ダ〉のみ現行の字体と異体仮名が併用されているが、「だ」の使用は「この文体で苦んだ」(7 枚目 10 行目) 1 例のみであった。藤村は基本的には一つの仮名に対して一字体のみを用いる方針であったようである。

ただしその内容は現行の字体とは異なり、異体仮名が「正体」として用いられていた。「さ」「ざ」「な」のように活字本においても使用が確認された字体だけではなく、「も」「む」のように主として版本において使用された字体も「正体」として用いられていたのである。また〈ナ〉〈モ〉は同字母異字体のみの使用であった。

表9、与謝野晶子『春宵浅語』における仮名字体

	〈グ〉〈ゲ〉〈ボ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現無	も
異	な
同	あな' も'

異体仮名の使用は「な」のみであった。ただこれも現行の字体との併用であり、現行の字体が用いられていなかつたのは、同字母異字体「も」が使用される〈モ〉のみであった。晶子の字体使用は、現在の我々と非常に近いものであったと言えよう。

表10、有島武郎『再び本間久雄氏に』における仮名字体

	〈エ〉〈ク〉〈ゴ〉〈ザ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈チ〉〈ヂ〉 〈ヒ〉〈ブ〉〈ボ〉〈ミ〉〈ュ〉〈ロ〉〈エ〉なし
現無	
異	
同	も

異体仮名は一つも用いられておらず、同字母異字体の使用も「も」のみで、これも現行の字体との併用であった。ほぼ現行の字体のみを用いて書かれており、平仮名の部分だけであれば、現在の人間にも十分判読可能なほどである。

表11、若山牧水『姉への手紙』における仮名字体

	〈ユ〉なし
現無	
異	
同	れ あ な

武郎同様に異体仮名は一つも用いられておらず、同字母異字体の使用についても「れ」「あ」「な」のみで、現行の字体との併用であった。武郎では仮名そのものの使用が確認されなかつたものもいくつかあったが、牧水は〈ユ〉のみで、現行の字体との一致がより確実なのである。

表12、幸田露伴『巣林子の二面』における仮名字体

	〈ゾ〉〈ネ〉〈ボ〉〈エ〉なし
現無	にもわ
異	ううさざな こ
同	も

今回調査を行った中では、最も遅い時期のものであったが、いくつか異体が確認された。〈カ〉〈ガ〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉〈ワ〉に異体仮名が使用され、その内〈ニ〉〈ワ〉は「な」「こ」のみで、現行の字体の使用は確認されなかつた。「こ」は前述の通り、活字ではあまり見られず、版本において多用される字体である。他の大正期のものと同様に、同字母異字体の「も」の使用も確認された。

以上のように大正期の自筆原稿についてみてきたが、この時期になると現行の字体に限りなく近い字体の使用が見られるようになった。だが個人差もあり、藤村のように現行の字体のかわりに異体仮名を用いる場合や、露伴のように依然として異体仮名を併用する場合もあった。ただ藤村の場合、現行の字体とは異なるが、ほぼ一つの仮名に対して一字体となっており、複数の字体を併用するという意識は薄いようであった。明治33年的小学校令は、たとえそこで示された字体をそのまま規範として使うということにまでは至らなくても、長い年月をかけて人々の表記意識に何等かの作用を及ぼしていったのではないかと考えられるのである。

3-4、仮名字体調査結果のまとめ

小学校令直後の明治期と大正期の原稿を中心にみてきたが、やはり大正期になると、手書きにおいてもほぼ現行の字体と一致するものが多くみられるようになるのである。ただ作家によっては、大正期においても異体仮名を使用している場合もあり、個人間の差も存在するようであった。明治期においても、長塚節のよ

うに、比較的現行の字体に近い字体使用も見られることがあり、もう少し多くのサンプルを集めが必要がありそうである。また同じ作家でも時期によって異なる字体を用いる場合があるとの指摘もあるが⁶、それについては6章で検証する。

3-1で参考として挙げた明治33年以前の自筆原稿に比べ、小学校令後のは異体仮名が用いられているにしても、その種類は少ないようと思える。果たしてそこには字体を統一しようとする意識があったのであろうか。確実なことを言うためには、作家の原稿以外の書記資料（日記、手紙など）と比較しなければならないのかもしれないが、今回調査を行った範囲の中でも、字体統一の意識を窺い知ることはできた。それは修正箇所における使用字体に関する事である。手書きの原稿であるので、そこには何箇所も作者による修正の跡が見られる。書き直されている部分も本文の一部には違いないので、そこに用いられている字体もカウントしたが、そこに異体仮名が見られるという事例もあったのである。それが秋声と晶子の原稿である。秋声の場合、本行に「に」「々」が併用されているが、「々」が使用される三箇所の内、二箇所が修正部分なのである。第2回3枚目2行目の文の途中に挿入された「君の過去の運動々は何等の希望」の一文と、第10回2枚目1行目で一字消して一字を加えた「門前●々」がそれにあたる。晶子の場合も同様に、一字消して一字加えた「建設し●々くい」（22枚目18行目）「決定された暁●々は」の二箇所で、「々」が使用されるのはこの二箇所のみとなっている。このように修正箇所に現れるのは、普段は意識的に使用を控えていたものが、本文を推敲するにあたり、誤りを訂正することに気をとられ、使用する字体にまでは気が回らず、おそらく慣れ親しんでいたであろう字体を無意識に使ってしまったのではないかと考えられるのである。

4. 仮名文字遣いについて

ここまで見てきたところ、現行の字体と一致しない場合もあるが、近代作家の原稿は一つの仮名に対して一字体を用いる傾向にあった。ただそうではなく複数の字体を用いる作家もあり、その場合には前述のように仮名文字遣いが行われていた可能性もある。本稿においては、築水、笠村、左千夫の〈ハ〉の使い分けについて注目する。いずれも〈ハ〉に複数の字体を用いるが、使用している字体はそれぞれ異なる。またこの〈ハ〉の使い分けは、版本と活字本でその傾向が異なるということがあった⁷ので、その点にも鑑み調査を行うこととした。なお築水、左千夫については全範囲調査を行ったが、笠村については、なるべく他の二つと分量を揃えるために、前半部分（64才～74才）のみ調査を行った。

表13、築水の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
ハ	0	7	0	63	70
モ	0	0	1	0	1
バ	0	0	0	20	20

前述のように築水は「ハ」「バ」と「モ」を併用していた。これは版本においてよく見られた組

み合わせである。各字体の使用状況を見てみると、「ハ」「バ」は主として助詞に用いられる他、「ハ」については文節中末における使用も確認された。一方の「も」は準語頭「持てもやされ」(9枚目8行目) 1例のみであった。「ハ」「バ」の字体を「正体」として用いていた可能性もあるが、文節頭・準語頭に「も」、それ以外には「ハ」(「バ」) を用いる可能性も考えられた。

表14、笠村の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	7	13	0	0	20
ハ	0	0	0	131	131
ば	0	5	0	0	5
バ	0	0	0	38	38

笠村については、はっきりとした傾向が見られた。「ハ」「バ」は助詞にのみ用いられ、「は」「ば」は文節頭、文節中末に用いられていたのである。すなわち助詞とそれ以外で使い分けられていた可能性が高い。このような使い分けの傾向は、活字本においてよく見られるものである。

版本においては、「ハ」「バ」と「も」「む」で、助詞とそれ以外の使い分けが行われていたが、活字本においては、「も」「む」にかわり、現行の字体と同じ「は」「ば」が使用されるようになる。そして「ハ」「バ」と「は」「ば」で助詞とそれ以外の使い分けが行われるようになる。やがて「ハ」「バ」は助詞についても用いられなくなり、「は」「ば」が活字において正体として定着する。これまでの研究の調査結果から、以上のように仮定すると、笠村の使い分けは当時の活字本に近いものであったのではないかと考えられるのである。

表15、左千夫の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	0	21	0	79	100
ハ	0	0	0	2	2
も	0	1	0	1	2
ば	0	0	0	5	5
む	0	0	0	1	1

左千夫は主として「は」「ば」を用い、文節中末、助詞はほぼ「は」「ば」であった。文節頭や準語頭の用例がないので、判断が難しいが、もしかつたとすれば、おそらく「は」「ば」が用いられていたのではないかと推測される。左千夫は字体を使い分けようとしていたのではなく、一つの字体に統一しようとしていたのではないだろうか。近世までの慣習では助詞には「ハ」「バ」が用いられることが多いが、それがほとんど「は」「ば」のみ用いられているのである。左千夫の使用可能な字体の中に「ハ」「も」があったのは確実で、それがどのように使い分けられてきたのかも知っていた可能性もある。それをあえて「は」「ば」のみを使用しようとしていたのは、やはり小学校令における字体の規範の公示、ひいては活版印刷における字体の統一があったのではないかだろうか。

以上のように〈ハ〉を例として、仮名文字遣いについて見てきたが、複数の字体を併用しているからと言って、必ずしも使い分けている訳ではなかった。ただ笠村のように、はっきりと使い分けの意図をくみ取れる場合もあった。元々仮名文字遣いは、手書きにおいて連綿した崩し字の判読の助けとなるものであった。

「は」「ば」は助詞にのみ用いられ、「は」「ば」は文節頭、文節中末に用

左千夫は主として「は」「ば」を用い、文節中末、助詞はほぼ「は」「ば」であった。文節頭や準語頭の用例がないので、判断が難しいが、もしかつたとすれば

左千夫の原稿は、マス目のある原稿用紙には書かれていなかったが、一文字一字が独立しており、一部を除きほぼ連綿は見られなかつた。それに対して塙村は縦の罫線のみの原稿用紙を使用しており、平仮名の部分は連綿していることが多い。築水は匡郭のような枠組みのみの原稿用紙を使用しているが、平仮名が続く部分は基本的に連綿していた。原稿用紙における連綿の有無が、仮名文字遣いの有無、ひいては使用する仮名字体を決定づけるのかもしれない。マス目のある原稿用紙を使うと、連綿ができなくなるという訳ではないが、連綿しても一字一字がマス目に収まることで、少なくとも文字の切れ目ははつきりとする。原稿用紙と仮名文字遣いの関係についても、今後注目していきたい。

5、学校教育と字体の統一について

ここまで主に出版物に用いられる字体との比較において、近代作家の使用する仮名字体についてみてきた。その結果、手書きということもあり、版本においては多く見られたが、活字本になると次第に見られなくなつた字体が使用されているということがあった。ただそこで版本を見ていたために使用するようになつたと短絡的に結びつけてしまうことはできない。何故なら個人の字体の使用には、教育一とりわけ初等教育が根底にあるからである。ここでは教育という観点から、改めて近代作家の使用字体について考察する。

まず明治 33 年（1900 年）という年を基準にして検証する。これ以降は初等教育の場では異体仮名を用いないという方針を定めたものであるから、これより後に初等教育を受けた人間は、少なくとも小学校では異体仮名を習う機会はなくなるということである。今回調査した作家の中に、そのような人間がいたかどうか、生年を確認しておくと以下の通りになる。（　）内が生年である。

伊藤左千夫（1864）、幸田露伴（1867）、徳田秋声（1871）、島崎藤村（1872）、小栗風葉（1875）、有島武郎（1878）、与謝野晶子（1878）、長塚節（1879）、若山牧水（1885）

最も若い牧水も明治 33 年の時点では既に 15 歳であった。いずれもこの時点では学校教育における平仮名の習得は終えていたということになる。すなわち学校教育の場において異体仮名を習得する機会があったと考えられるのである。それにもかかわらず、ほぼ現行の字体と一致するものを用いていた作家については、意識的に字体を統一していた可能性が非常に高い。

田島（2009）⁸では、夏目漱石『坊っちゃん』の自筆原稿に使用されている平仮名と、漱石が初等教育を受けたであろう時期の教科書の字体表を比較して、「たとえば明治六年五月に刊行された文部省編纂の『小学教授書全』に掲げられた「草体五十音の図」には漱石と共に通するものも見られる。」（p272）と述べられている。これに倣い、自筆原稿と教科書の字体の比較を試みる。

使用する教科書は『小學讀本便覽』第二卷⁹所収の『讀方入門』（明治 17=1884、

文部省編) である。1878 年生まれの晶子、武郎、1879 年生まれの節などが、この教科書を使用していた可能性が高い。『讀方入門』に掲載されている字体は以下の通りである。実際の表においては、「い」のように、大きな文字で正体(この教科書における)が載せられ、小さな文字で変体が添えられているが、ここでは正体(変体)として示す。

い (い)	ろは (ハモ)	に (ヌホ)	ほ (ホホ)	へ (ヘ)	と (ト)	※や	ち (チ)	り (リ)
ぬる (ヌル)	を (ヲ)	わ (ワ)	か (カ)	よ (ヨ)	た (タ)	さ (サ)	れ (レ)	う (オ)
つ (ツ)	ね (ネ)	な (ナ)	あ (ア)	ら (ラ)	※	むうゐの (ヌハ)	れ (オ)	く (ク)
ま (マ)	け (ケ)	ふ (フ)	こ (コ)	ぬ (ヌ)	て (テ)	あ (ア)	さ (サ)	き (キ)
ゆ (ユ)	め (メ)	み (ミ)	し (シ)	ゑひ (エヒ)	も (モ)	セ (セ)	す (ス)	ん (ン)

※連綿しているが、現行字体と大きな差異が見られないもの

いくつかの仮名において、正体が現行の字体と異なっている、「れ」「わ」「う」がそれにあたるが、表 7、9、10 を見ると、三人とも「え」「お」「そ」(武郎は〈エ〉なし) を用いていた。逆に三人とも共通して用いていた「も」は、この表にはない。また晶子、節が用いた「あ」は変体扱いであった。異体仮名としては、晶子の使用した「ヌ」、節の使用した「さ」が、変体として表に記載されている。

たとえこの表の正体のみを習得したとしても、現行の字体そのまゝとはならず、変体をも習得したとなれば、まず字体の統一はみられないであろう。むろんこの教科書を使ったという確証はないが、当時としてはこの程度の異体仮名は、当然習得しておかなければならぬ範囲であったのだろう。『讀方入門』の「教師須知六則」にも「平假名ノ正變ニ體ニ習熟セシメ」とあり、異体仮名の習得は必須のようであった。ただここで注意しなければならないのは、これが「よみかた」の教科書であるという点である。これら全ての字体を書くことまで強制されていたとまでは言い難い。そうとはいえども「よみかき」は表裏一体であり、異体仮名を全く書けなかつたということとも考え難い。実際に晶子、武郎よりもわずかに 3 年前に生まれた風葉は、異体仮名を多用していた。ただその一方で、この中では最も若い牧水も、ほぼ現行の字体に近いものを使用していたことから、その辺りで断絶があったということも考えられる。

作家ともなれば、学校教育以外でも様々な場において、文字を習得してきたものと考えるのが妥当であろう。学校教育もまた一つの要素としてとらえ、他の要素についても併せて考えていく必要がある。ただ異体仮名について、少しでも学校教育において学ぶ機会があったのかどうかということは、一つの目安となるであろう。すなわちそれがありながら異体仮名の使用が認められない場合には、やはり恣意的に字体を統一した可能性が高いということになる。そしてそのことはまた、教育現場における指標であった現行の仮名字体が、広く一般に規範として浸透していくことの証左となるのかもしれない。

6、同一作家の異なる時期の原稿の比較

同じ作家の書いた原稿でも、書いた時期によって使用される字体は異なるのか。具体的には明治 33 年以前と以後の作品を比較した場合、字体の統一は見られるのか。検証していきたい。

表16、山田美妙『風琴調一節』における仮名字体

本行	<ゴ><ゼ>なし				
現無	かが	すず		ぼ	もゆ
異	カガ	スズ	耳純ハバモモ盤	ボ	ミキコ
同	カガ	スズ	てでな'	ボ	マ'※7 も'ゆ'※8 モ
振仮名					
現無	かが	すず	ただに	もゆ	わ
異	カガ	スズ	ハバモモ盤	ボ	ミキコ
同	カガ	スズ	てでな'	ボ	マ'モ'ゆ'モ

※7 マ'… 横線が一本のみ、または「つ」のように書かれた字体。 ※8 ゆ'…字母「由」に近い字体。

※9 ホ'…さんずいが極端に省略され、つくりのみを崩したように見える字体。

表17、山田美妙『滑稽妙な水』(一の巻)における仮名字体

本行	<ゼ>なし				
現無				ぼまもゆ	
異	あみハバモモ盤	耳純ハバモモ盤	ボ	ミキコ	
同	アミハバモモ盤	耳純ハバモモ盤	ボ	ミキコ	
振仮名					
現無	げ		もゆ		
異	アミハバモモ盤	耳純ハバモモ盤	ボ	ミキコ	
同	アミハバモモ盤	耳純ハバモモ盤	ボ	ミキコ	

検証には山田美妙作『風琴調一節』(明治 20) と『滑稽妙な水』(明治 43) を用いた(いずれも早稲田大学図書館蔵)。慶応四年(1868)生まれの美妙は『日本大辞書』の編纂でも知られ、『風琴調一節』(以下『風琴』) は初期の、『滑稽妙な水』(以下『妙な水』) は最晩年の作品である。調査範囲は『風琴』が現存する自筆原稿¹⁰全範囲、『妙な水』は巻の一から巻の五まである内の巻の一である。表 16、17 はその結果である。

両者を比較してみると、『風琴』では用いられるが『妙な水』になるとみられなくなる字体がいくつかあることが分かる。そのうち「も」「ね」については『風琴』においても使用が少なく、「も」が 2 例、「ね」が 1 例のみであった。逆に『妙な水』にのみ使用が確認される字体に「ほ」があるが、本行に 3 例、ルビに 2 例のみであった。これら以外の字体について、使用される字体がどのように変化しているのかをみていくたい。

23 年の隔たりはあるものの、同一人物が書いたものであるので、使用される字

体には一致する部分が多い。その一方で大きく異なる点もある。それは現行の字体が用いられているか否かということについてである。『風琴』は異体仮名のバリエーションが多く、「𠂇」「𠂈」「𠂉」「𠂊」「𡇁」など『妙な水』では見られない字体が確認でき、使用される字体数では上回っている。ところが「か」「が」「す」「づ」など、『妙な水』においては異体仮名と併用されている現行の仮名字体が、『風琴』においては見られないのである。出版物においては、比較的早い時期から、既に見た目上は現行の字体と異体仮名の併用となっているものがあるが¹¹、この手書き原稿においてはまだそのようにはなっていなかったようである。

明治 33 年から 10 年が経過した時期に書かれた『妙な水』においても、『風琴』と同様に、様々なバリエーションの異体仮名が確認できた。〈ア〉〈ヲ〉などは現行と同じ字体に統一されているが、〈カ〉〈ケ〉〈ゲ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉〈ノ〉〈ハ〉〈バ〉などは複数の字体使用が確認される。では美妙に字体を統一する意識はあったのであろうか。おそらく一つの仮名に対して一つの字体のみを使用するという意識はあまりなく、必要に応じて複数の字体を用いることを是としていたものと思われる。『風琴』『妙な水』はいずれも原稿用紙には書かれておらず、マス目も罫線もない白紙に書かれ、文字には連綿が見られる。連綿するのに都合の良い文字を選んでいた可能性がある。ただ『風琴』では使用されていなかった現行の字体「か」「が」「す」「づ」の使用に鑑みると、明治 33 年の小学校令の影響を受けたのかは定かでないが、「平仮名の正体」について何かしら意識していた可能性が考えられるのである。

今回調査した中で、美妙と同世代の作家に幸田露伴がいるが、『巣林子の二面』においては、『妙な水』程の多様な異体仮名は見られなかった。大正 15 年と、かなり遅い時期の作であることも関係しているかもしれない。美妙と同世代の作家の、『妙な水』と近い時期に書かれた自筆原稿の字体を調査した上で、改めて美妙の仮名字体について考察する。

比較の対象としては夏目漱石『心』の自筆原稿を用いる¹²。漱石は慶應三年（1867）生まれで、『心』は大正三年（1914）の作品である。以下表 18 にその結果を示す。

表18、夏目漱石『心』における仮名字体

	本行	振り仮名
現無	かが だな	が た な
異	ゐぶ もさざ ぬ どき	ゐぶ もさざ ぬ
同	く あな む	く あな む

〈ク〉〈ナ〉〈ム〉など、同字母異字体と現行の字体が併用されているものもあるが、それ以外で、一つの仮名に対して一つの字体となっていないのは、〈カ〉〈シ〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉のみである。この内〈シ〉〈リ〉〈レ〉については、異体仮名の使用例が少なく（「も」本行とルビ合わせて 7 例、「ぞ」本行のみ 1 例、「き」本行のみ 6 例）、ほぼ現行の字体となっている。一方の〈カ〉〈タ〉

いのは、〈カ〉〈シ〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉のみである。この内〈シ〉〈リ〉〈レ〉については、異体仮名の使用例が少なく（「も」本行とルビ合わせて 7 例、「ぞ」本行のみ 1 例、「き」本行のみ 6 例）、ほぼ現行の字体となっている。一方の〈カ〉〈タ〉

〈ダ〉については、併用されていると言っても、現行の字体の使用が極端に少ない。「か」はルビ1例のみ、「た」は本行のみ4例、「だ」はルビ2例のみであった。これら以外は全て異体仮名で占められていた。結果として現行の字体と異体仮名が併用されていたと言って良いのは本行の〈ニ〉のみであった（振仮名については併用と言っても「に」の使用は1例のみであったため）。異体仮名が「正体」として使用されることがあるものの、一つの仮名に対して一つの字体を用いるという意識が強かったのではないかと考えられる¹³。

これまでの研究により、出版の世界においては、明治33年の小学校令以前から字体の統一が進み、現行の字体に限りなく近付いていたことが判明している。それに対して手書きの世界においては、明治33年以降も異体仮名が用い続けられていた。小学校令による字体の制定はあくまで教育の場におけるものであり、やはり手書きに直接影響を及ぼした訳ではないようである。ただ出版界の中で自主的に行われてきた仮名字体の統一が小学校令によって明文化されたことにより、出版界における字体統一を搖ぎ無いものとしたと考えると、手書きにも出版物を通じて間接的に影響があったのではないかと考えられるのである。一つの仮名に対しては、それが異体仮名の場合もあるが、一つの字体のみを用いるという漱石の字体意識（藤村もこれにあたる）や、「現行の字体」すなわち「正体」を用いた上で異体仮名を使用するという美妙の字体意識の背景には当時の出版物における字体の使用状況があるものと思われ、そこには小学校令も関与していたのではないかだろうか。

7. おわりに

以上近代作家の仮名字体についてみてきた。出版の世界においては、明治33年の小学校令以前から既に字体は収斂する傾向にあり、異体仮名は姿を消していく。一方の手書きの世界においては、明治33年以降も依然として異体仮名を用いる作家もいたことが判明した。ただ作家によって異なる字体を用いていたが、ある一定の範囲内から使用する字体を選択していたようであった。美妙のような例外もあるが、明治33年以降とりわけ大正期にもなると、ほぼ現行の字体が用いられごく一部のみ異体が併用されるものや、現行の字体とは一部異なる字体を用いるが一つの仮名に対して一字体のみを用いるものも現れるのである。その美妙についても、執筆の年代によって、使用する字体に差異を生じ、明治33年以降の作品においては、異体仮名の使用が減り、現行の字体の使用が増えるという変化を見せていた。やはり仮名字体の規範が示されたことの影響を、何らかの形で受けていたようであった。

今回は明治大正期のみを対象としたが、昭和期以降も手書きにおいては異体仮名の使用が見られるものと考えられる。また自筆原稿以外の書簡や日記などにおいてはどうであったのかなど、今後さらに範囲を拡大して検証していきたい。

注

- 1 錢谷真人（2010）「明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い—活版印刷における字体の統一について—」『早稲田日本語研究』第19号、（2010）『『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い』『日本語学研究と資料』33号、（2014）「明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い」『国文学研究』第173集、（2014）『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い』『日本語の研究』第10巻4号など
- 2 「現行の字体」は、明治33年8月20日改正の小学校令施行規則第一章第一節第十六条で示された字体に基づいている。現代においては「現行の字体」＝「正体」ということになり、それ以外の字体は「変体」と言えるのである。だがかつてはどの字体を「正体」として用いるかは、個々人に委ねられており、現代においては「変体仮名」と称される現行の字体以外のものが、「正体」として用いられることも当然であった。そのため古いものを調査する上で、現行の字体と異なるからと言って、それを「変体仮名」としてしまうと誤解を生じる場合がある。「正体」と「変体」の意識については、使用されている全ての字体を吟味した上で、個別に判断しなくてはならないものなのである。必ず「現行の字体以外」＝「変体」になる訳ではない。そこで本稿においては現行の字体と字母を異なるものを「異体仮名」、現行の字体と字母は同じだが著しく字形の異なるものを「同字母異字体」としている。
- 3 近代作家の自筆原稿の仮名字体について言及したものには、前田富祺（1994）『たけくらべ』における平仮名の書体と字体』前田富祺編『国語文字史の研究2』和泉書院、笛原宏之（2000）『堅琴草紙』の文字・表記』山田俊治、十重田裕一、笛原宏之 編著『山田美妙『堅琴草紙』本文の研究』笠間書院、佐藤栄作（2007）『道草』の書き済し原稿と最終原稿の文字・表記』『国語文字史の研究10』和泉書院などがある。
- 4 本稿においては個別の字体を内包する上位概念である平仮名を〈 〉内の片仮名で示し、字体を「 」で示す。例えば〈ニ〉の仮名には「ニ」「ホ」などの字体が属するということになる。異体仮名に関しては、極力その字体を再現するように努めているが、再現が難しい同字母異字体については、漢字や現行字体に「 ’ 」等を付したもので代用している。また「ハ」を字母とする〈ハ〉については片仮名の「ハ」で代用している。「可」を字母とする〈カ〉が二字体あるが、「う」の方は実際の紙面では一画目を省いた字体である。
- 5 錢谷真人「明治期活字本における仮名字体および仮名文字遣い—草双紙を中心にして—」（2007年度早稲田大学大学院文学研究科修士論文）において、明治初期の草双紙の版本と活字本各二十種の仮名字体調査を行った。その結果、〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉の仮名については、ほぼ全てにおいて共通する異体仮名の使用が確認された。また〈ケ〉〈タ〉〈ミ〉〈レ〉なども版本と活字本で共通することが多かった。その一方で〈キ〉〈ネ〉〈ホ〉〈マ〉〈リ〉〈ワ〉など、版本にのみ異体仮名が使用される仮名も存在した。さらに〈ホ〉〈ワ〉の仮名は、版本においては現行の字体が用いられず、ほぼ異体仮名の「ホ」「ワ」のみが用いられていることも判明した。
- 6 佐藤（2007）において、「漱石の異体仮名の使用は、『坊っちゃん』（初期）と中期以降とで変化している。その方向性は基本的には「異体仮名の淘汰と一字体への収斂」である。」（p215）との指摘がある。
- 7 錢谷真人（2009）「明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五十四輯第三分冊
- 8 田島優（2009）『漱石と近代日本語』「第八章 漱石の表記と書記意識」翰林書房

-
- 9 古田東湖編『小学読本便覧』第二巻、武蔵野書院、1978年
- 10 『風琴』の自筆原稿については、「山田美妙集第1巻(小説1・初期文集)」(2012、臨川書店刊、解題は山田俊治、十重田裕一)に、「緒言」、章題、末尾付言はなく、第二曲後半と、第三曲の一部が欠落した」(p489)とあり、実際に欠損が見られた。
- 11 むろん当時は「現行の字体」という認識はなかったが、使用され字体の調査結果だけを見ると、あたかも現行の字体に加えて異体仮名が用いられているように見えるということである。例えば錢谷(2014)で調査した山田美妙編『日本大辞書』(明治25~26年)についても、現行の字体は全て使用が確認できた。
- 12 佐藤(2007)では具体的な字体は示されていなかったので独自に調査を行った。底本には自筆原稿複製本『心』(1993、岩波書店刊)を用いた。調査範囲は第1回~第110回の全文である。
- 13 佐藤(2007)においては、『道草』の自筆原稿には〈カ〉〈ク〉〈シ〉〈タ〉〈ナ〉〈ニ〉〈ヨ〉〈レ〉〈ヰ〉の仮名に異体が存在するが、「か」「く」「し」「よ」「た」「れ」は、ほぼ一字体の専用といえる。(p215)と述べられている。異体を用いていても、使用回数が極端に少なく、ほぼ統一されている仮名があるという本稿の『心』についての見解と共通していた。

近代作家自筆原稿リスト(早稲田大学図書館蔵)

○筑水(金子馬治)『詩の二大別』明治24(1891)年、『延葛集』第9号(明治24年7月7日)所載○饗庭篁村『文化文政度の小説家』明治25(1892)年、『史海』第13-14巻(明治25年5-6月)所載○風葉散人(小栗風葉)『男の子女の子』明治35(1902)年、『俳藪』明治35年3月号所載○泉鏡花『青切符』明治35(1902)年、『俳藪』明治35年5月号所載○徳田末雄(秋声)『ゆく雲』明治36(1903)年、『三六新報』明治36年6月1-15日所載○伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』明治38(1905)年、『馬醉木』第2巻3号(明治38年5月)所載○長塚節『才丸行き』明治38(1905)年、『馬醉木』2巻5号(明治38年5月)所載○島崎藤村『昨日と一昨日』大正8(1919)年、『早稻田文學』(大正8年1月号)所載○与謝野晶子『春宵浅語』大正8(1919)年、『早稻田文學』大正8年4月号所載○有島武郎『再び本間久雄氏に』大正9(1920)年、『早稻田文學』大正9年6月号所載○若山牧水『姉への手紙』大正13(1924)年、『早稻田文學』大正13年7月号所載○幸田露伴『菫林子の二面』大正15(1926)年、『早稻田文學』第250号記念近松研究号(大正15年11月号)所載○山田美妙『風琴調式節』明治20(1887)年、『以良都女』創刊~3号所載、『滑稽妙な水』明治43(1910)年